

令和3年1月14日

保護者 様

県立篠山鳳鳴高等学校長

緊急事態宣言を踏まえた対応について

平素は本校教育活動にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

このたび、県教育委員会より1月13日付けて「近畿2府1県を対象とする緊急事態宣言を踏まえた県立学校における対応について」の通知がありました。

ついては、本通知に従い下記のとおり対応してまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

記

1 教育活動

- (1) 十分な感染防止対策を実施したうえで、教育活動を行います。なお、教育活動は県内のみとします。
- (2) 次の感染防止対策を徹底します。
 - ア 感染リスクが高いとされている活動は行いません。
 - イ 可能な限りの間隔を取り、活動を行います。
 - ウ マスクの着用を徹底し、必要に応じてフェイスシールドを着用します。
 - エ 毎日の検温、手洗いを徹底します。
 - オ 適切な温度管理等に十分留意しながら換気を行うとともに、消毒を行います。
 - カ 食事の際は、飛沫が飛ばないように席の配置や食堂での飛沫対策パーテーションの設置、会話を控え、会話の際はマスクを着用します。
 - キ 発熱や咳、のどの痛みなどの風邪症状がみられる場合は、学校に連絡の上、登校を控えてください。また、緊急事態宣言が発出されている期間、同居のご家族に発熱等の風邪症状がある場合も登校を控えてください。その際は、出席停止とします。

2 部活動

- (1) 十分な感染防止対策を実施し、平日4日2時間以内、休日1日3時間以内を厳守します。
- (2) 令和3年2月7日までの間（近畿2府1県に緊急事態宣言が発出されている期間）は、大会（下記※は除く）、練習試合、合宿は行いません。
※令和2年度高体連・日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）

3 大学等の受験及び就職活動

- (1) 受験及び就職活動については、県外への往来は差し支えありません。
- (2) 事前の体調管理を十分に実施するとともに、保護者等を含めて感染防止対策を徹底してください。

4 その他

- (1) お子様だけでなく、ご家族等が新型コロナウイルスに感染した場合や、その疑いがある場合は、保健所等の指示に従うとともに、必ず学校に連絡をお願いします。
- (2) 20時以降の不要不急の外出の自粛をお願いします。
- (3) きめ細やかな健康観察をはじめ、生徒の状況を把握し、心身の健康に適切に対応します。